

## 独立行政法人の見直しについて（補足資料）

- 1 中期目標期間終了時別・所管府省別独立行政  
法人等（平成 18 年度見直し対象法人一覧） … 1
- 2 平成 18 年度見直し対象法人の概要 … 2
- 3 平成 18 年度中に見直しの対象となる融資等 … 4  
業務を実施している独立行政法人等一覧
- 4 平成 18 年度における独立行政法人の組織・業  
務全般の見直し方針（概要） … 6

中期目標期間終了特別・所管府省別独立行政法人等

(ゴシックが18年度の見直し対象法人 → ○は業務全体の見直し、△は政策金融業務のみ前倒し見直し)

府省名	18年度	19年度		20年度	
		政策金融関係法人	その他	政策金融関係法人	その他
内閣府 (3)		○ <u>北方領土問題対策協会</u>	● 国民生活センター		● 沖縄科学技術研究基盤整備機構
総務省 (2)			● 統計センター ● 平和祈念事業特別基金		
外務省 (2)	○ <u>国際協力機構</u> ○ <u>国際交流基金</u>				
財務省 (4)			● 造幣局 ● 国立印刷局 ● 通関情報処理センター ● 日本万国博覧会記念機構		
文部科学省 (14)	○ <u>教員研修センター</u> ○ <u>科学技術振興機構</u>	○ <u>日本私立学校振興・共済事業団</u> (助成事業) (注3)	○ <u>日本学術振興会</u> ● 理化学研究所 ● 宇宙航空研究開発機構 ● 日本スポーツ振興センター ● 日本芸術文化振興会	○ <u>日本学生支援機構</u> ○ <u>国立大学財務・経営センター</u>	● 海洋研究開発機構 ● 国立高等専門学校機構 ● 大学評価・学位授与機構 ● メディア教育開発センター
厚生労働省 (9)	○ <u>労働政策研究・研修機構</u>	○ <u>福祉医療機構</u> ○ <u>雇用・能力開発機構</u>	● 勤労者退職金共済機構 ● 高齢・障害者雇用支援機構 ● 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		● 労働者健康福祉機構 ● 国立病院機構 ● 医薬品医療機器総合機構
農林水産省 (4)		○ <u>農林漁業信用基金</u> (注4)	● 農畜産業振興機構 ● 農業者年金基金 ● 緑資源機構		
経済産業省 (6)	○ <u>日本貿易振興機構</u> ○ <u>原子力安全基盤機構</u>	△ <u>新エネルギー・産業技術総合開発機構</u> ○ <u>情報処理推進機構</u> ○ <u>石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>		△ <u>中小企業基盤整備機構</u>	
国土交通省 (9)	○ <u>自動車検査</u> ○ <u>自動車事故対策機構</u>	△ <u>鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>	● 国際観光振興機構 ● 水資源機構 ● 空港周辺整備機構 ● 海上災害防止センター	○ <u>奄美群島振興開発基金</u> (注4) (注5)	● 都市再生機構
環境省 (1)					● <u>環境再生保全機構</u>
合計	9 (9)		31 (10)		14 (4)

(注1) 下線は政策金融類似業務を引き続き現在も実施している法人、下線は政策金融類似業務について既に廃止され又は廃止の方針が決まっている法人である。また、合計欄の( )内は、18年度見直し対象法人数(内数)である。(注2)「19年度」、「20年度」の欄に掲げた法人については、平成17年度までに中期目標期間終了時の業務見直しを実施した法人を除く。(注3)日本私立学校振興・共済事業団においては、助成事業に関して独立行政法人通則法の規定を準用しており、平成19年度末に中期目標期間が終了。(注4)財務省との共管。(注5)奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立されており、同法の期限は平成20年度末となっている。

平成18年度見直し対象法人の概要

主務府省	法人名	目標終了年度	主な業務	常勤職員数(人) 注1	H18予算(億円) 注2	国の財政支出(億円) 注3	行政サービス実施コスト(億円) 注4
内閣府	北方領土問題対策協会:注5	19	・北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について国民世論の啓発 ・北方地域旧漁業権者等に対する援護措置としての資金の融通	19	10	8	8
外務省	国際協力機構	18	・国際約束に基づく開発途上地域への技術協力の実施及び無償資金協力の実施の促進 ・開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の推進 ・開発投融資事業(平成13年度末に新規案件採択終了)及び移住融資事業(平成17年度末に新規貸付け廃止予定)	1,327	1,644	1,609	1,628
	国際交流基金	18	・国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい ・海外における日本研究に対する援助及びあっせん、日本語の普及 ・国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん	216	173	134	166
文部科学省	教員研修センター:注6	18	・学校教育関係職員に対する研修	51	19	18	19
	科学技術振興機構	18	・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	2,814	1,134	1,028	1,079
	日本私立学校振興・共済事業団:注7	19	・私立大学等経常費補助金の学校法人への交付 ・学校法人等に対する施設整備等に必要な資金の貸付け ・私立学校教職員共済法の規程に基づく共済事業	103	3,966	2,543	2,558
	日本学術振興会	19	・学術研究に関する必要な助成 ・研究者の海外派遣及び受入れ	99	1,379	1,373	1,281
	日本学生支援機構	20	・経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与	534	9,172	1,354	732
	国立大学財務・経営センター	20	・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の交付及び貸付け ・国立大学法人等の財産の有効活用に関する協力及び助言	25	1,816	5	122
厚生労働省	労働政策研究・研修機構	18	・内外の労働に関する事情及び労働政策についての調査研究 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他関係者への研修	135	37	34	33
	福祉医療機構	19	・社会福祉事業施設及び病院等の設置等に必要な資金の貸付け ・社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業	255	2,121	508	678
	雇用・能力開発機構	19	・雇用管理の改善に対する援助及び公共職業能力開発施設の設置・運営 ・財形貯蓄を行っている勤労者に対し、事業主等を通じた住宅資金及び教育資金の融資 ・経済的理由により公共職業訓練の受講が困難な訓練生に対する資金の貸付け	4,228	6,731	1,332	1,501
農林水産省	農林漁業信用基金:注8	19	・農林漁業者の経営に必要な資金借入に係る保証及び保険 ・農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に対する同協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付け	119	2,137	27	43
経済産業省	日本貿易振興機構	18	・貿易に関する調査及び成果の普及 ・貿易取引のあっせん ・民間事業者等の行う貿易振興業務に対する貸付け(平成15年10月の独法化をもって新規貸付け廃止)	1,609	405	321	256
	原子力安全基盤機構	18	・原子力施設及び原子炉施設に関する検査 ・原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価	451	286	236	250
	新エネルギー・産業技術総合開発機構:注9	19	・産業技術・新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発 ・新エネルギー利用事業に必要な資金借入に係る債務保証	(1,256)	(2,317)	(2,290)	2,243
	情報処理推進機構	19	・プログラムの開発及び普及 ・プログラム開発等に必要な資金借入に係る債務保証 ・情報関連人材育成及び情報処理技術者試験	206	99	59	66
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	19	・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要な資金の出資、融資及び債務保証 ・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要な調査・研究 ・石油及び金属鉱産物の備蓄	509	10,982	1,612	235

主務府省	法人名	目標終了年度	主な業務	常勤職員数(人) 注1	H18予算(億円) 注2	国の財政支出(億円) 注3	行政サービス実施コスト(億円)注4
経済産業省	中小企業基盤整備機構:注9	20	・中小企業者等の事業活動に必要な助言及び研修 ・中小企業者等に対して貸付けを行う都道府県への資金供給 ・小規模企業共済事業の実施	(839)	(12,725)	(540)	(△2,605)
国土交通省	自動車検査※:注10	18	・自動車保安基準に適合するかどうかの審査	871	118	109	131
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構:注9	19	・鉄道等の建設及び大規模な改良 ・内航海運活性化のための資金の融資 ・高度船舶技術に係る試験研究に対する利子補給	(1,830)	(18,113)	(1,475)	217
	自動車事故対策機構	18	・運行管理者等に対する指導講習及び自動車の運転者に対する適性診断 ・療護センターの設置及び運営並びに重度後遺障害者に対する介護料の支給 ・交通遺児等に対する生活資金等の貸付け	336	146	129	119
	奄美群島振興開発基金:注8,注11	20	・奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け	20	38	3	2

注1: 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成18年1月現在。

注2: H18予算は当初予算ベースの18年度計画における支出予算の総額。

注3: 国の財政支出は「平成18年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。

注4: 行政サービス実施コストは平成17年度の額。

注5: 黄色の欄の法人は、融資等業務を行う独立行政法人。

注6: 下線の付いた法人は、国の機関等から独立行政法人へ移行したもの(先行独法)、その他は特殊法人等から独立行政法人へ移行したもの(移行独法)。

注7: 日本私立学校振興・共済事業団においては、助成業務に関して独立行政法人通則法の規定を準用しており、平成19年度末に中期目標期間が終了。記載の数値はすべて助成業務に係るもの。

注8: 財務省との共管。

注9: 融資等業務のみ前倒しで見直しを行う法人についても法人全体の数値を記載。

注10: ※の付いた法人は、役職員に国家公務員の身分を与える独立行政法人(特定独法)。

注11: 奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立されており、同法の期限は平成20年度末となっている。

平成18年度中に見直しの対象となる融資等業務を実施している独立行政法人等一覧

(平成18～20年度末に中期目標期間が終了する法人)

未定稿

(単位:百万円)(注2)

法人名 (注1)	主な融資等業務	貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給	左記のほか、廃止又は 廃止予定の業務
北方領土問題対策協会	北方地域の施政に関する特殊事情及びこれに基因する北方地域旧漁業権者等の特殊な地位等を踏まえた援護措置としての資金の融通	(1,349) 5,787	—	—	—	—	
日本学生支援機構	経済的理由により修学が困難な優れた学生等に対する奨学金の貸与	(659,928) 3,799,675	—	—	—	—	
国立大学財務・経営センター (注5)	国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対する施設整備等のための資金の貸付け	(54,404) 54,404	—	—	—	—	
福祉医療機構	社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要資金の貸付け等	(701,620) 3,566,196	—	—	—	—	
雇用・能力開発機構	○財形貯蓄を行っている勤労者に対し、事業主等を通じた住宅資金及び教育資金の貸付け ○経済的理由により公共職業訓練の受講が困難な訓練生に対する資金の貸付け	(136,198) 868,736	(0) 0	—	—	(0.1) 0.1	貸付け 21,226 債務保証 0
農林漁業信用基金	○農林漁業者の経営に必要な資金借入に係る債務保証及び保険 ○農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に対する同協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付け等	(77,408) 120,921	(46,057) 47,555	(798,334) 4,097,310	—	—	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	○新エネルギー利用事業に必要な資金借入に係る債務保証 ○省エネルギー設備の設置・再生資源利用等に必要資金借入に係る債務保証・利子補給	—	(4,871) 7,109	—	—	(2) 2	貸付け 29,493 債務保証 1,016 出資 6,282
情報処理推進機構	○プログラムの開発等に必要資金借入に係る債務保証	—	(1,867) 2,286	—	—	—	出資 5,824
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証、非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・貸付け・債務保証 ○民間企業による石油・石油ガス備蓄への貸付け等 ○我が国企業等による鉱害防止事業への貸付け	(315,794) 325,052	(2,685) 2,705	—	(44,203) 63,851	—	
中小企業基盤整備機構	○共同化事業等を行う中小企業に対して地域政策の観点から踏まえた貸付けを診断・助言と一体となって行う都道府県等への資金供給 ○事業の共同化等の支援を行う3セクへの出資 ○各種法律に基づいた債務保証・出資	(18,671) 686,235	(0) 24,031	—	(9,532) 61,473	—	貸付け 25,049 債務保証 1,999 出資 22,010 利子補給 176

法人名 (注1)	主な融資等業務	貸付け	債務保証	保険引受	出資	利子補給	左記のほか、廃止又は 廃止予定の業務
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○内航海運暫定措置事業(日本内航海運組合総連合会が船舶建造事業者から建造船腹量に応じて納付させ、船舶解撤事業者に対して解撤船腹量に応じて交付する調整事業)に伴う資金の貸付け ○民間が行う高度船舶技術に関する試験研究資金の借入れに係る利子支払資金の助成	(52,905) 52,905	(0) 0	—	—	(1) 1	貸付け 58,026
自動車事故対策機構	交通遺児、重度後遺障害者の家族である児童への生活資金の無利子貸付け等	(344) 15,861	—	—	—	—	
奄美群島振興開発基金 (注3)	○奄美群島において奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所・居所を有する者が金融機関から貸付け等を受ける際に金融機関に対して負担する債務保証 ○奄美群島において奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行等から資金の融通を受けることが困難な者への小口事業資金の貸付け等	(1,681) 11,664	(3,047) 13,117	—	—	—	出資 0
日本私立学校振興・共済事業団 (助成事業) (注4)	学校法人等に対して、その設置する私立学校の校舎等の施設整備のための資金の貸付け	(57,247) 666,117	—	—	—	—	
合計		(2,077,549) 10,173,553	(58,527) 96,803	(798,334) 4,097,310	(53,735) 125,324	(3.1) 3.1	貸付け 133,794 債務保証 3,015 出資 34,116 利子補給 176

(注1) 融資等業務について、新規受付け等が既に廃止され又は廃止の方針が決まっており、債権等の管理業務だけを行っている法人を除く。また、平成17年度までに中期目標期間終了時の業務見直しを実施した法人を除く。

(注2) 数字は、上段( )が平成16年度新規分(16年度に独法化した法人については、前身となる法人の分を含む。)、下段が平成16年度末残高(利子補給については実績額)である。また、「左記のほか、廃止又は廃止予定の業務」欄の数字は、平成16年度末残高(利子補給については実績額)である。

(注3) 奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立されており、同法の期限は平成20年度末となっている。

(注4) 日本私立学校振興・共済事業団においては、助成事業に関して独立行政法人通則法の規定を準用しており、平成19年度末に中期目標期間が終了。

(注5) 国立大学財務・経営センターにおいては、上記に掲げる融資等業務のほか、旧国立学校特別会計からの承継債務償還業務を行っている。(平成16年度末残高:927,607百万円)

#### (参考)

上記のほか、以下の法人の融資等業務は、新規受付け等が既に廃止され又は廃止の方針が決まっており、債権等の管理業務だけとなっている。(( )内は平成16年度末の残高。))

○外務省所管：国際協力機構(貸付残高14,642百万円、出資残高428百万円)

○厚生労働省所管：労働者健康福祉機構(貸付残高10,370百万円)

○農林水産省所管：農畜産業振興機構(債務保証(求償権)残高279百万円、出資残高10,752百万円)、農業者年金基金(貸付残高6,500百万円)、緑資源機構(貸付残高703百万円)

○経済産業省所管：日本貿易振興機構(貸付残高10,034百万円)

○環境省所管：環境再生保全機構(貸付残高61,389百万円)

平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針（概要）  
－政策評価・独立行政法人評価委員会の方針－

平成 18 年 7 月  
総務省行政評価局

## 1 基本的な見直しの考え方

18年度における独立行政法人の抜本的な見直しに当たっては、業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、(i)業務の廃止・縮小・重点化、(ii)経費の縮減・業務運営の効率化、(iii)自己収入の増加といった視点を基本とするとともに、(iv)ディスクロージャーの充実を図るべき。

## 2 共通的な見直しの視点

上記1を踏まえた見直しに当たっては、①国の施策の重点化・効率化に対応した独立行政法人の業務の重点化・効率化、②独立行政法人の収支の改善と国民負担の縮減を図ることが適当。その際、「業務実施コスト」(行政サービス実施コスト)(国民の負担に帰せられるコスト)の改善のための取組等が重要。

### (1) 業務の廃止・縮小・重点化

「官から民へ」の観点から徹底的に見直しを行い、事務・事業の必要性を厳しく検討し、引き続き行われることとなる業務は、国の施策の重点化・効率化に対応したものに限定することが適当。

このため、独法の業務について、達成すべき国の政策そのものの必要性が失われているものやニーズ・効果が乏しいものはないか、コストが著しく大きい業務について、収支改善の見込みはあるか等の視点から、業務の廃止・縮小・重点化を検討。

### (2) 経費の縮減・業務運営の効率化

上記(1)を検討した上で、経費の縮減を徹底し、一層効率的な業務運営を図るため、業務縮小部門はもとより間接部門についても事務処理の効率化等による合理化の余地はないか、出先機関等について整理合理化できるものはないか、随意契約を限定し一般競争入札の拡大ができないか、業務の民間委託により効率化できないか等の視点から、経費の縮減・業務運営の効率化を検討。

### (3) 自己収入の増加

独立行政法人の経営の自律性を高めるとともに、国の歳出への依存を低下させるため、有料化や料金水準の引上げなどにより受益と負担の関係を適正化すべきものはないか、土地・建物等の資産について有効活用や売却の余地がないか等の視点から、法人の自己収入の増加を検討。

### (4) 情報提供（ディスクロージャー）の充実

上記の取組の実効性を確保する等の観点から、事業ごとの評価・分析の充実、決算情報やセグメント情報の詳細化、管理会計的な考え方を踏まえた業務ごとの収支管理など法人の財務内容等の一層の透明性を確保。

## 3 業務の種類ごとの主な見直しの視点

特殊法人等からの移行独法は、これまで見直しを行った独立行政法人とは異なり様々な業務を実施しているため、上記1・2を踏まえつつ、法人ごとに個別具体の業務の性質や実態に即した検討が基本。

### (1) 融資等業務

政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえ、別紙の考え方により見直しを検討。

### (2) その他の業務

上記(1)以外の業務のうち、①教育・訓練・研修業務、②施設の設置・運営業務、③助成業務、④調査・研究開発業務については、政策評価・独立行政法人評価委員会による議論のこれまでの成果をいかし、類型ごとの視点を踏まえた検討を実施。

## 融資等業務の見直し

### 1 基本的な見直しの考え方

独法が行う融資等業務については、規模の縮減を図り効率的な資金配分等を実現するため、政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを実施。ただし、独法が行う融資等業務は、①特定の関係者の間で融資等が行われるもの、②公益性があり民間と基本的に競合しないもの、③それ以外のものがあり、③に該当するものでも他の政策手段と一体的に実施されるものなど様々であることも踏まえ、以下のような視点から個別に検討。

### 2 共通的な見直しの視点

#### (1) 国として行う政策の必要性

国の政策の重点との関係、業務の実績の推移、民間金融機関による業務実施の可能性などを精査し、当該業務そのものを引き続き実施する必要があるか検討。

#### (2) 政策目的達成のための金融的手法の必要性

政策目的達成手段として現行の金融的手法が適当か検討。

#### (3) 当該独立行政法人で行う必要性

類似の融資等業務を実施している機関との役割分担や当該法人の他の業務との関連を明確化し、当該業務を当該法人で実施する必要性や当該法人の業務範囲の見直しについて検討。特に、民間との競合の可能性のあるものについては、業務実施の効率化や重複排除の観点から、融資等業務を専門に行う機関との関係の在り方について検討。

### 3 融資等業務の類型ごとの見直しの視点

#### (1) 出資業務

出資という手法の妥当性について検討するとともに、政策目的との関連性、運営状況の適切性、出資からのリターンの実現可能性等も踏まえ、見直しを検討。

#### (2) 直接融資業務

直接融資から部分債務保証・間接融資等への切替えの可能性等を検討。

#### (3) 債務保証等業務

保証割合等の引下げ、保証料等の適正化を検討するとともに、審査の厳格化や回収率の向上など業務収支の改善に資する見直しを検討。

#### (4) 利子補給業務

利子補給の対象及び要件の妥当性等を点検し、見直しを検討。

### 4 業務運営の見直し

業務ごとの財務情報の開示の徹底、業務実施体制の見直し、外部委託の積極的推進等を検討。